

第八回 参議院農林委員會會議錄第六号

(九八)

昭和二十五年七月二十七日(木曜日)午
前十一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○自作農創設特別措置法等の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○主要食糧供出報奨物資の配給に伴う
損失の補てんに関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○新農業政策確立に関する調査の件
(委員会案)

○食糧政策に関する件
(食糧政策に関する件)

○証人喚問に関する件

○委員長(岡田宗司君) これより委員
会を開会いたします。昨日に引続きま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

したので先般留保いたして置きました
ものをお尋ねいたしたいと思います。
○赤澤興仁君 大臣がお見えになりま

けであります。この点につきまして
先ずお伺いいたして置きたいと思いま
す。

○國務大臣(廣川弘禪君) 確たる農地
改革はやらぬが、改良はどしどしや
るといふことで私はあやつたと、こ

○赤澤興仁君 この問題につきまして
は岡田氏にお任せした方が適當だと
思うわけでありまして、一応あのとき

の連記録によりまして、岡田君はその
ときに、小作制度を解消せしめる意味
の第三次農地改革について質問をされ

ましたわけでありまして、それでは一応
説上いたします。岡田君は、我々は現在の
農地改革はまだ徹底しておらん。地主

の保有地なる制度を原則的に解消せし
めることを主眼とする第三次農地改革
を推進したいと考えているのでありま

すが、これは農地改革に反対をして、早
くこれを打ち切つて又地主制度の復活へ
の道を開こうとする自由党の考え方と

真向から対立するが、農相は農地改革
に關してどういふ考をお持ちされる
か、お伺いしたいのであります。これ

に對しまして大臣は、農地改革につ
きましては、今度の自作農創設に關する
法律等に關して農地改革を今後やらな

ければならないのではないかというこ
とであります。我々は十分農地改革
を今後やりたいと思つておる次第であ

ります。こう言われておりますけれど
も、この農地改革といふことは、質問
の場合におきまして、いわゆる農地
改革と今大臣の御答弁になりました農

地改良といふものとは余程、土地改良
といふのは趣が違ひますので、私は
やはり大臣におかれまして自由党の

考え方なり、又本法案を提出されまし
て、一応完了の域に達して臨時的な立
法を恒久的な立法たらしめるといふ意

味合で本法案を提出されておられます
ので、大臣の言葉では了承できないわ
けなのであります。一応誤解を招く

虞れがありますので、一つ國民の前に
はつきりして置いて頂かなければなら
ないと存じます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 連記録にど
う書いてあるか私はよく覚えておりま
せんが、最後に改良はやるということ

で私は茶化したつもりでおつたので
すが、委員長に甚だ怒られたので、第三
次農地改革をやるかということであり

すれば、これはやらぬということであ
る、はつきりしておると思つておる。
○赤澤興仁君 それではその点は一応

了承いたしました。第二に、昨日三好
君から、本法案の提出の立法理由につ
いて御質問があつたと思つたので、

で、三好君が質問されましたその答
弁によりまして、私もこの点につきま
してお伺いをいたしたいと思つて、も

うその点は保留をいたしまして、もう
と一点だけお伺いいたしておきたい
と存じます。これは、前回の本法案審議

に際しまして、参議院の当委員会にお
いて一応否決の結論を生み出した場
合の自作農創設の方法といたしまし

まして、従来の年賦償還的な方法か
ら、今度は一時にその資金を要し、低
利的な資金が考えられるわけであり

ますが、その措置がただ法文に掲げら
れておるだけでありまして、予算並び
に資金上の裏付けとなる措置がないとい

ふことで、改正をいたしました場合に
おきましては一時ストップを余儀なく
されるというふうな虞れが生ずるとい

うようなこともその否決の一つの理由
であつたと存せられておるわけであ
ります。

もう一つの委員会の合併の方につ
きましては、一応我々の時期尚早とい
ふことに御同調相成りまして見合され

ておりますわけでありまして、前段の問
題に對しまして、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に
なります場合には、今日これを御提案に

じておるわけでありまして。先般委員
長の請求いたしました資料によつて伺
つてみました場合に、やはりその予算

措置につきましては二十六年度の予算
の場合にやろうというふうな考のよ
うでございます。そういたしますと、

切換えますことによりましてその間ス
トップを余儀なくせられるという事
態が起つて参るのではなからうかと思

います。又現在日中その他に折衝
中であるというふうな事柄に相成つて
おりますわけでありまして、私の伺

たいところは、政府が考へになつて
おります政令の委任事項は、先般資
料として提出頂きましたこの資料の内

容が、一応政令の内容として責任ある
ものだ、政府の御意思だと解釈してい
いかどうかという問題と、でき得べく

んば補正予算に組んで頂きまして、次
の臨時国会にこの利子補給その他事業
費補助というふうな事柄についての措

置が考へられないものかどうかとい
うこと、並びに預金部資金の運用とい
うことにつきまして、大蔵省或いはそ

の筋の見解もあることでありまして
が、それらに對しまして折衝の経過、
いわゆる三月経つた間におきます折

衝の経過、並びにこれの資金の枠とい
うふうな事柄につきまして、もう少し
具体的な一つ御説明を願つておきた

いと存するわけでありまして。
○國務大臣(廣川弘禪君) 政令その他
の詳細な点は、御存じの通り私承知

は、今日我々は来年度予算に対する処置、或いは又預金部資金等に対する問題、その他のことについては十分我々は努力したいと思つております。細かい折衝の点、その他は事務の方から一つ聞いて貰いたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 農地証券を廃止をいたしまして、それに代るのに土地を取得する人に低利資金を供給するというのが今回の案でございますが、その前に現在どうやつておるかというのを先ず申上げた方が分り易いと思ふので、それは昨年の末以来農地証券は実は止めております。そして政府の買ひますのも、自作農創設特別会計にございする資金で地主に對しては現金買上げをしております。

そして土地を賣う人の方に対しては、これはその人の要求がございすれば、年賦拂いでもよろしいということになつております。そこでこの改正法案が成立しまして、遂端に何ヶ月かプランクができるじやないか、こういうお話でございするけれども、これは現にそういう措置でやつておまして、二十五年予算についてもそういう組み方をしておりますので、遂端にプランクができるじやないかという心配はないのであります。

それから今後の資金問題といたしましては、実はその強制譲渡の場合における土地譲り受けの資金というよりも、問題は自作農維持に關する資金が、量におきまして、それから一般的意味におきまして、多いことは当然でありまして、今後におきまして強制譲渡というような問題は、極く稀にきり起らない、従つて金額も大したことではない、むしろ維持資金というこ

とこそ、農家の方の経済が変化をして来ますのに従つて、それこそ深刻に考えなきやいかんじやないか、こういうふうな考へておるわけでありまして、そういうようなわけでありまして、まあ何とかこの自作農政策ということも、今までの土地の強制移転ということよりも、主眼はむしろでき上つた自作農を如何に維持するか、言い換えてみると、内容は金融政策、これは一般の對農業政策に關するわけですが、最後のどん詰りとしての金融政策というところに農地政策の重点があるのじやないか、こういうわけでありまして、従つて今回の改正法案には裏付けができてはおられませんけれども、これはまあ法案の目玉であるということでは、敢えてああいうことを書いてあるわけでありまして、そのいきさつを申しますと、実は今の自作農創設特別会計を運用して自作農維持資金等も賄いたいという案を昨年出したのでありますが、これはドッジ氏も来朝しておられますが、どうもあの会計をそのまま拡充して行くということは無期限な特別会計ということになつて面白くないというふうな關係から断られた。併しどうしてもアメリカ側におきまして、もうこの制度の必要なことは認める。そこでその後、アメリカでどうなつたか知りませんけれども、ドッジさんの方でもよくアメリカにおける担当者とも相談してみよう、こういう話であつたというのを私共聞いておるものであります。その後の折衝をいたしましては、なか／＼これは今の一般のドッジ政策の点から見まして実現が困難でありまして、そこで一番やり易い方法として、お手許に配付いたしました

ような、昔農林省でやつておりました制度を実現したいというので折衝をいたしておるわけなんです。目下折衝中でございまして、同時に、今法案が變つたからといつて遂端に困るというこは無いと思ひます。御承知をお願いしたいと思ひます。

○江田三郎君 昨日質問しましたときに御答弁があつたのですが、政務次官のお答は、審議未了になつた自作農創定のやつを今度出したというの、その後關係方面から緊急を要するといふ指示があつたからやつたのだ。そこでその關係方面の指示といふものは一体どういふ指示があつたのか、こういうことを聴きましたところが、今日配つておられますところの二十四年十月二十一日のマッカーサーの指示であるといふことである。若しそれだけのことならば、政務次官がおつしやつたことは、何か嘘をおつしやつたやうなことになると思ふので、審議未了になつた後に緊急を要するといふやうな指示があつたといふように最初は何言われたのですが、その点は一体間違つておつたのかどうか。そこで若しそれが間違つておるといふことで、この十月二十一日の指示といふことになるのなら、改めてその解釈について、政務次官の解釈と大分違ひから、大臣の方へ御質問したい、この昨日言つて置きましたのですが、まず第一に最初のいきさつだけ先に政務次官の方からお答え願つて、それから大臣に……。

○政府委員(島村重次君) 昨日申上げましたのは、政府においても多年の自作農創設の仕事をお今日までやつて参つたのであり、これを更に継続してなるべく早く実現するために改正の必要を

認めて提案をいたしましたということに答弁申上げたのであります。マツカーサー司令官の方の二十四年の指令に對する私の答は、マツカーサー司令官の書翰の次第もこれありといふ意味を申上げたのでありまして、政府みずからは前段申上げた通りでありまして、これが唯一の理由であつたといふことは昨日は申上げたとは考へておりませ

料の値上げといふことを出されますが、小作料の値上げといふことは、全國の土地制度へ歩一歩復歸するといふ司令官の言葉と一致することになるのじやないかと思ふのですが、そういうことはどうお考へになりますか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 小作料の値上げ、單にそれのみ考へると、或いはあなたの解釈のように取れるかも知れませんが、併し客觀情勢がいろいろ變つて参りまして、特に税金の問題等が加味されるので、やはり現在において改正していいのじやないかと、こう考へております。

○江田三郎君 そうすると、これまでこの法律において小作料を決められた基礎は何を以て基礎にせられたか、今度の小作料の七倍の理由として挙げられておるところは、農家の生産を可能ならしめるやうな條件といふことが出ておりますが、今までの小作料といふものの決め方と今度の決め方とは建前が同じであるかどうか、若し建前が違つて来たといふことになると、これは断乎抑圧しなければならぬ戦前の土地保有制度に還るといふことになると思ふのでして、その点をばつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 現在の小作料統制制度は、御承知のようにいわゆるストロップ的な觀念でできておるのであります。或る一点を抑えてそれ以後の値上げを認めない、こういうのが只今の制度になつております。これは戦時中の物価統制が凡そ一般的に先ず最初はそのやうな形を採つておつたのでありまして、而して小作料の問題は、農地改革の遂行中等の理由もございまして今日まで据置きになつております

○國務大臣(廣川弘禎君) 好意ある指示ですから、そのつもりで私達もやりたいと思つております。

○江田三郎君 そういたしますと、この指令を率直に読みますといふと、農地改革は秋霜烈日の効力を發揮して行かなければならぬといふことであつて、戦前の土地制度に二歩々々復歸するといふやうなことは許されぬのは、「世帯に適応する規模の農地に於ける広汎な自作農創設と耕作權保護」といふことに中心があるように思ふのでありまして、そこで若しこれをそのまま解釈しますといふと、例へば今度の改正案に作小

○江田三郎君 前に審議未了になつた後において司令部から指令があつたといふやうなことは、そうすると思ふのでして、そういうやうな御発言は今後注意して頂きたいと思ふのであります。それは放つて置まして、大臣にお尋ねいたしますが、我々は今後の農地改革についてもこの十月二十一日のマツカーサー元帥の指令といふものを中心にして考へて行かなければならぬと思ふのですが、その点はそう解釈して宜しいでございしますか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 好意ある指示ですから、そのつもりで私達もやりたいと思つております。

○江田三郎君 そういたしますと、この指令を率直に読みますといふと、農地改革は秋霜烈日の効力を發揮して行かなければならぬといふことであつて、戦前の土地制度に二歩々々復歸するといふやうなことは許されぬのは、「世帯に適応する規模の農地に於ける広汎な自作農創設と耕作權保護」といふことに中心があるように思ふのでありまして、そこで若しこれをそのまま解釈しますといふと、例へば今度の改正案に作小

○江田三郎君 そういたしますと、この指令を率直に読みますといふと、農地改革は秋霜烈日の効力を發揮して行かなければならぬといふことであつて、戦前の土地制度に二歩々々復歸するといふやうなことは許されぬのは、「世帯に適応する規模の農地に於ける広汎な自作農創設と耕作權保護」といふことに中心があるように思ふのでありまして、そこで若しこれをそのまま解釈しますといふと、例へば今度の改正案に作小

○江田三郎君 そういたしますと、この指令を率直に読みますといふと、農地改革は秋霜烈日の効力を發揮して行かなければならぬといふことであつて、戦前の土地制度に二歩々々復歸するといふやうなことは許されぬのは、「世帯に適応する規模の農地に於ける広汎な自作農創設と耕作權保護」といふことに中心があるように思ふのでありまして、そこで若しこれをそのまま解釈しますといふと、例へば今度の改正案に作小

○江田三郎君 そういたしますと、この指令を率直に読みますといふと、農地改革は秋霜烈日の効力を發揮して行かなければならぬといふことであつて、戦前の土地制度に二歩々々復歸するといふやうなことは許されぬのは、「世帯に適応する規模の農地に於ける広汎な自作農創設と耕作權保護」といふことに中心があるように思ふのでありまして、そこで若しこれをそのまま解釈しますといふと、例へば今度の改正案に作小

た。でありますが、只今申されまじうに、農地改革も一応終了いたしました。一般の経済情勢も非常に変つて参りましたので、それに適応する適正価格を今後設定して行きたいというのが思想であります。その根本の算出方法、或いは考え方と言いますものは、結局この改正法案にも耕作者が安定して、農業経営をやつて行くことを旨として定める、こういうふうに書いてございますのであります。その極旨は農産物の収入の中を生産費で分拆をして見まして、そうしてその中農業者に拂い得るところを目安にいたしまして決めると、こういう方式を採つております。この事柄は前の農地調整法の改正当時と今回と思想は變つておりません。

○江田三郎君　今までの小作料といふものは、ただ普通の物価のストツプ令と同じように解釈をしておられるといふのでして、その点は又あとにしまして、尙小作料の問題について、これが果して農家の、小作農家の生産を維持することになるかどうかといふことは、相当意見が違ひますから、これはあと廻しにいたしますが、この改革によつて、前に書いてあります「封建的勢力のため事業が有名無実の改革に陥つたもの」という危惧の念を持たれておつたけれども、これは非常によくできたといふことが書いてあるので、我々は依然としてこういう要素がある。例えば小作料の閣、耕地の閣の売買、こういうことが相当あるように考へておるのですが、農林省の方ではそういうことについてどういふお調べをなさつておるか、そういうことが「今

や改革事業の収めた成果と今後において遂行を要する分野とを檢討し、」と書いてある。この闇の小作料、闇の耕地の売買ということについて今後の行き方を檢討しなければならんということになると思うのですが、そういうことについて十分檢討なさっておりますかどうか。

○政府委員(山添利作君) 小作料の園の点につきましては、当初全納がありましたが、また、当初遅れた地方においては物納があつたという点があつたのであります。この点は相当徹底をいたしまして、現在では小作料の公定に関する違反の事例は非常に少いと考えております。農地の売買につきましては、これはこれは園どころでありますから分りませんのであります。

やはり闇取引が行われておるといふ事実は私共も承知をいたしておるのであります。元來この統制と闇という問題につきましては、これは私から申上げるとつきましては、これは私から申上げるまでもなく、やはり統制いたしたとしても、一向經濟上の法則とか働きたか、こういうものはどこから吹き抜けて来るということとは一般の事例でありきす。従つて農地に関します統制につきまして、これを長きに亘つてやつて行きますと、この制度といたしましては、そのとき々の状況においてすべての人と言いませんでも、多くの人がが納得し得るような適正なる価格といふようなものを考へて行きませんと、やはりそこに闇の發生というようないふことが起り得ると考へておるのであります。併し統制でありますから、無論經濟上の自然のものではなくして、それを別の純經濟的なこと以外の別の又類点等も考へ合せて統制をして行くわけ

であります。そういうわけでもあります
るが、農地の問題にいたしましてはも一
面考えられるし、この法律の精神とい
うものをどこまでも徹底して行くとい
う努力も怠つてはいかん、まあそうい
う考え方で啓蒙宣伝その他に努めてお

るのであります。今後共やはり私はどういうふうな農地改革を改正いたしましても自然そこに関の出る要素というのはあると思います。あると思います。が、それに対して農地調整法の精神に基いた統制を続けて行きまして、そうしてそれがそういうものだといふ確乎たる社会観念を浸み込ませるといふところまでやらなければならん、こういう考え方をいたしておるわけであります。

○江田三郎君　そうすると、今のお話を聴きますと、統制されたものがそのお蔭で社会の実情に適さんとこに闇が起るということでもありますから、従つて小作料の闇、或いは土地の値段についての闇というようなことも今の決められたいものが実情に適しておらん。そこでそういうことを秋霜烈日の効力を發揮して或る一部の因がこれは失敗に終るだらうという危機の念を持つて見ておつたのを、それを飽くまで秋霜烈日の効力を發揮して行こうというのではなしに、闇を起さんようにするために、逆に小作料の値上げや何かで切抜けようというのでありますか。

○政府委員(山添利作君)　そういう考へではないのであります。それでは統制をやめるより方法はないのであります。私の申上げるのは、経済的要素というものがある、併して統制というものは、又そういうことを考慮しつつ別々の基準、別の観点というものから、統

制と言いますか。基準が考えられる
その基準を飽くまでも押して行つて、
そうしてそういうものだという、まあ
社会観念ができるところまで押して行
きたい、こういうことを考えておるの
であります。

○江田三郎君　要するにこの指令で貫して現れて来るものは、私は只今申しましたような、過去において闇があつた、或いは町村又は府県の農地委員等においても、所によるといふと封建的勢力のために委員会が公正な運営ができていない、そういう点を十分に検討して、それを更に前進せしめなければならぬということが一つと、更に第二の点は、自作農創設と耕作権保護とに重点をおいて行くと、又耕作権と

自作農創設の問題につきましては、それは後で数字をお出し願いたいと思うのですが、相当大量の土地放棄の事實が出てゐるわけです。そこで今度そのマツカーサー元帥の指令に即して農地改革の改正をやらうとするならば、先程御質問がありましたような創設された自作農が維持できるように、或いは耕作権が保護されるような資金的な事柄を付けることが第一になつて来るのか。その一つの問題については、たゞ何か案があるだけであつて、何らはつきり決まつたものではない。それからこの最初の封建的勢力のために、農地改革の事業がいろいろ妨害を受けてゐるという点については、それを秋霜烈日の態度で適正に、厳正にしてやつて行くかういふのでなしに、むしろ一歩退却するような形になつて来ると思ふのであります、この指令の精神と今度出された法律改正の精神とは非常な喰ひ違ひがあると思うのですが、この占

を大臣の方ではどうお考えになるか
○国務大臣（廣川弘禪君） その問題
も、やはりこれは事務次官から答弁し
た方が適當だと思います。

○江田三郎君 先程御質問に答へられ
た大臣の答弁の中で、第三次農地改革
の点は土地改良という問題で茶化した
んだというようなことがありました
が、私はそういうことをおつしやるこ
とも、或いは大人の大臣の態度として
廣川さんは自分でお考えになつてい
るかも知れませんが、我々はこの農地改
革というものはもとと嚴肅なものとし
て考へて行きたいのでして、もう少し
逃れられないように、余り茶化さない
ように、一度茶化すのでなしに、二度
も三度も茶化すのでなしに、大臣とし

ては、つぎの信念の私を承知した。
○國務大臣(廣川弘禪君) これは我々
としては、第三次農地改革はもうやら
ないとはつきり決まっていることとな
んでありまして、我が党として何回も言
つておることでありますから、さよう
に私はしないと言つているだけであ
ります。
○江田三郎君 私が細かい問題につ
いて事務当局の方へお尋ねすべき点は、事
務当局の方へお尋ねします。今私が言
つてるのは、二つの大きな基本的立
場について政府の方針がこのマツカ
サ・元帥の指令の線と一致しているも
うかという根本を聴いているのでま
りまして、これはやつぱり答える筋が
大臣でなければならぬと思うのであ
ります。
○國務大臣(廣川弘禪君) 指令の線
沿うて立案していると考えております
○江田三郎君 そうでない。まだ外
人があると思いますが、後がありま

から、ちよつと……。

○政府委員(山添利作君) 江田さんから指令を分析してお話になつておるのではありませんが、指令の骨子は、結局農地改革の恒久化ということが狙ひなのであります。私共がこの法案を立案し、且つ提出いたしますのにつきましては、固より関係方面と十分打合せをいたし、その又、何と言いますか、助言をも十分入れてやつておるのであります。その間際も喉い違いありませぬのであります。

○江田三郎君 これは、今日は外の方が大臣に御質問すべきことがあるので、私ばかり時間を取つてはいけませんから、あとで事務次官にはこの問題についてはもつと突つ込んだ御質問をいたしますから保留して置きます。

○岡村文四郎君 各委員から私が考えておりますことを御質問になるので、山はないのであります。肝腎のことだけ大臣の御答弁のできると思うことをお尋ねいたします。

調整法の五條の二十三のことについて赤澤さんからいろいろお尋ねがありました。それに対して山添事務次官から御答弁がございました。私は山添事務次官のお考えになつておられることとそつくりそのまゝのことを考えておる。それは今度制度が變つて調整法になりまして、土地の購入資金については大きな心配は要らんと実は私も考えております。要は、問題は今後のこの維持について非常な問題がありますので、前からもお尋ねしておりますが、御承知のようにこれは今度の措置法によつて生れた残ばかりでなくて、一般農家にもやがてこれを適用し、そういうお考えをしなければならぬ時期に最も

早来ておると考えておりますが、予算に組んでおるといふお話も承りました。

が、私はこれは前にやつたことがありますが、この維持についての資金は年々の予算に、通常予算に計上するような建前ではないのであります。その額のこととはその年として多少の移動があると思ひますが、確定的にこれをお決めにやつて、そうして予算でなく出し得る余地がありますからその中から出すように今方法を講じなければ、御承知のように、現在の世の中が非常に複雑であり、又我が国の政府が考へておりますそのものをそのまま実行するわけに行かん時期であります。非常な困難が伴います。そこで政府が喉を言つたとは思ひませんが、結果において言つたことが嘘になる例が沢山ありますので、非常に下国民は困つております。そこでこれは決める額と思ひますから、その額はつきり年々決まらんではないし、預金部資金から必ず出さなければならぬというようにして置けばこれは取れることになりまして、その額は年々變つておるとも考へます。これが我が国の農業を維持して行きます最も重要な要素であります。

昔出た金も預金部資金から出ておる。今度も、それは今は非常に困難な場合になつておる。この際これをきつかけにその途を開くことが最も大事であり、そうなくてはならぬと思ひますが、大臣は、殊に政治力万有の大臣でありますから、必ず開けるようなことになつてと思ひます。大臣からはつきりした御答弁によつて進んで参りますようにお願いいたしますが、如何ですか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 維持資金の問題について、預金部資金を流用できるようにしろという御質問でございますが、十分これは相談いたします。○片柳眞吉君 私は大臣に今回の法案と米価との関係で御質問いたしたいと思ひますが、実はこの法案を審議しておりました。米価と今審議中の地方税法案、この両面から見て参ります。非常な実はジレンマを感じるのであります。先ずこの米価の点から見て参ります。御承知のようにパリティ計算で米価が決定しております。ところが別途提出をされました小作料引上げの資料から見ると、生産費の点から分析して見ると、生産費の点から分析して見ると、約七倍程度までは小作料は上げるといふところに議論が出て参ります。片方方はパリティ計算で行つても米価はなかつたやうに行けないといふやうな一般論なのであります。ところが生産費の点から入つて行きますと、或る程度小作料は引上げると、こつちやうな關係になつておる。現在の米価の決定方針で行きますと、小作料は引上げて現行の米価でやつて行けるという議論が出て参ります。それからもう一つは、今審議中の地方税法案が通るとしますと、相当地租に相当します。固定資産税が上つて参りますから、当然小作料が上つて参ります。地主は地租も拂えない。従つて少くとも税金の拂える限度までは小作料を上げることが、これは当然と思ひますが、かやうに小作料が上つて参ります。自作農の場合でも当然に土地資本率が上つて参りますから、小作、自作両面生産費は当然上つて来るわけでございます。

が、それが現在のパリティ計算では依然として米価には影響がないというやうな關係が出て来るわけでございます。そこで前回にもいろいろ申し上げましたが、こつちやうな点からも、そろそろかうかやうな税の建前なり、或いは今審議中のこの法案の点からも、そろそろ生産費主義で行きまさんと理屈が貫できないといふ実は感じを持つてあります。私もまだ非常に杜撰な考であります。私もまだ現在のパリティ計算では小作料が項目に上つておる。それから、今申し上げましたやうな小作料が相当上つても生産費には影響がない。そこでどうしてもパリティ計算で行くといふ止むを得ない場合におきましても、政府が政策的な小作料を上げた、それが直接農家の生産費に影響があるわけでありまして、農家が一般生活に必要なもので買つたものと違ひまして、直接生産費に影響するものであります。それから、パリティ計算の品目によつておる。小作料が上つた場合には或る程度これを採り入れてバックベアの中に計算ができるというやうなことが、或いは關係方面に通りはせんかと思ひますが、その辺につきまして御所見を承りたいと存じます。

それからも一つ序でございします。これは後程或いは大蔵大臣に御質問を願ひます機会に直接お聴きしたいと思ひますが、本日の新聞等で米価を相当上げたといふやうなことが噴伝されておる。ただ私が従来大蔵大臣の言つておる議論は、果してその生産費をベースにして米価を上げてよろしいというのか、或いは國際価格に準拠して決めてよろしいというやうな意見も従来言われておるやうであります。私の考では、現在は御承知のように國際價格の方が高くなりまして、或いはこれに準寄せることも或いは有利かも知れませんが、ただ逐次國際價格が下つて来る場合も我々は見なければならぬ。思ふのであります。下つて来た場合にこれに準寄せられまして、これは絶對困ることは御承知の通りであります。この辺につきましても大臣のお考が若し伺えますれば伺いたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 小作料や地方税その他に関連して考へて見ると、パリティ計算が正しいのではないかといふことであります。これは我々もさうに考へて、おる次第であります。開内の意見も段々この問題を重視いたしまして、基本米価をも少し考へ直さなければならぬという意向に進んでおります。特にこれは池田君がこの方面に關して生産費を基礎にして行けといふ主張を持つており、國際的問題も考へて、それを中心に行けといふことも時々言つておるやうですが、實際の仕は生産費を基礎にして行けといふやうに池田君は言つておるやうであります。この間も閣議の席上ではつきりそれをいつております。又予算委員会の席上でも明言いたしておるやうであります。我々はこの米価を決定する場合におきましては、只今述べられたやうな問題を探り入れて十分考へなければならぬと存じます。それから又日本の農作物の自給度を高める上においても、これは再検討しなければならぬと存じます。

○委員(岡田宗司君) 只今片柳さん

から大蔵大臣の御出席の要求があつたやうであります、これは午後で宜しうございますか。

○片柳真吉君 結構です。

○委員長(岡田宗司君) それでは午後大蔵大臣の御出席を願います。

○三好始君 この法律案を今会期中に通さなければいけない必然性があるのか、この点を大臣としてどういふふうにお考えになつておるかという事をお伺いしたい。この問題は昨日政務次官から一応の御説明があつたのであります、実際の審議を進めて参ります上に重要な問題であると思ひますので、改めて大臣の御所見を承りたいのであります、この法律案を検討して見ますという、相当多岐に亘つて規定が改正されるわけであり、その中には極めて重要な問題も沢山含んでおるのであります。例えば政治的に相当対立もあり、重要な問題である第三次農地改革をやるかやらないかという事なのであります、政府の御答弁にもありますように、この法案に現れております内容では第二次改革はやらぬ、第二次改革を以て農地改革を打切るといふ基本的な態度がこの法律案に盛られておるのであります。これは相当問題のある点でもあります、これは十分に審議を盡す必要があることは否定できないと思ひます。それから先程御質問も出ましたように、小作料値上げに關連して起つて来る米価の問題もありますし、相当各方面に亘つて重要な問題が多いのであります、この会期は極めて短いわけでありまして、地方税法案の成立が最大の目標であると思ひます、この自作農創設特別措置法の改正

をどうしてもこの会期にやらなければいけないやうな必然性があると思ひます、これは万難を排して成立に我々も協力しなければいけないと思ひますが、若し時間的に次の国会に廻してもいいやうな情勢でありますならば、私はこういう大きな問題を含んでおる法律案でありますので、慎重に審議するのが適當な方法でないか、こういう氣持も実はあるのであります。こういう点から大臣の率直な御意見を承りたいのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) これを今回提案いたしました早く上げて貰わなければならぬ理由はどこにあるのかというお尋ねであります、これは我々は率直にマツカーサー書簡に應えたいという氣持であることは御承知の通りであります。又尙我々は、農地改革をやりました一応その目度でできたので、これを恒久化した早く法案にしたい、こういう考であるのであります、いゝろんな難点もあるであります、慎重審議願ひまして、この国会において通すように御努力願ひたい、こう考へております。

○三好始君 只今の御答弁を承りますと、マツカーサー元帥の書簡の趣旨に應えるということ、農地改革は一応一段落したという見解の上に立つて規定を整備すると思ひますか、そういうことが早く行われるのがいいというので、この会期に設立を希望しておるというやうなお話であります、只今伺つた御答弁では、時間的なつきりした限界なり、制約があるものとは考えられないのじやないかと思ひます。この会期にどうしても成立させなければいけないというやうな、ぎり／＼の時

間上の制約はあるという感じは只今の御答弁からは生まれて来ないやうな氣持がいたすのであります、その点も一度、念を押すやうであります、お答え頂きたいのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 實は政府は、前国会においてこのマツカーサー書簡の趣旨に副うての指示に答を出したい、こういう氣持でありまして、時間的にはこの前の国会が一番時間的にはよかつたのじやないかと思ひますが、遅れて臨時国会にその時間を埋め合せて、この国会を通して時間的になるべく早くやりたい、こういうのがいゝゆる時間的の回答にならうと思ひのであります。それから、一刻も早く恒久的な成案を得たいと思ひことも、これも決して無理からんことであらうと私は考へております。

○三好始君 諄いようであります、この会期は極めて短いわけであり、この法案は極めて短く提出された法案と殆んど同じ内容のものであります、農地改革も、半数の改選によりまして、農林委員會の構成も變つて来て、委員の半分以上が交替しておるやうな關係もありまして、前国会の引續いての審議といふふうに考へることは、可なり無理があるのじやないかと思ひのであります。前国会で不成立になつて、今日まで時間を経過して参つておるのであります、これを仮に予想される秋の臨時国会まで延ばすやうなことが仮に起るやうなことがあつた場合に、どうしても困るというやうな具体的な弊害があるのかどうかという事を重ねてお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 先程申し上げた通り、それはいゝ／＼な見方もある

でありまして、早く我々は案を、法律を作りたいといふことが眼目であり、それから尙、この小作料及び農地価格は今までもつと釘付けになつておるのであります、諸般の情勢から見て、これはどうしても改革しなければならぬ、こう考へておるのであります。尙、地方税が通りますといふと、それに連れてどうしてもやはりこれは通しておかなければならぬ、こう考へておる次第であります。

○三好始君 只今の御答弁に具体的な根拠が示されたように思ひのであります、が、いゝ／＼農地改革の一応の区切りをつけるというやうな御趣旨もあると思ひのであります、具体的に地方税法の成立に關連して小作料の値上げ、農地価格の改訂等を行うことがむしるこの法律案を、今会期中に成立させなければいけない具体的な狙いのやうに政府の趣旨を了解したのであります、が、これで間違いないでしようか。

○國務大臣(廣川弘禪君) すべてを總合して一つ基本條件と了解願ひたいと思ひます。(了承と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田宗司君) 三好さんよろしうございますか。

○三輪眞治君 今の大臣のお言葉を承つておきますと、農地改革に対する根本的な考へ方が變つて来たといふことをば我々考へざるを得ないのであります。と申しますのは、当初におきます農地改革の考へ方は、農村の民主化を促進して封建的な土地制度を拂拭するといふことであつたのであります、小作料にいたしましては経済的な価値といふものから離れて存在して

おつたと思ひのであります。ところが今のお話でありますと、情勢の変化によつて小作料を引上げなければならぬ、即ち小作料といふもの、或いは土地を保有してこれを小作せしめるといふことが経済的な価値あるものに引戻して行くんだといふやうな観点に立つておると思ひのであります。そのやうに解釈していいのでありますか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 小作料或いは農地価格といふものを、いゝゆる世間といふか、環境から遊離してしまつてまでも釘づけにして置くことは妥當でないといふやうな考へておる次第であります。

○三輪眞治君 そうしますと、この指令にありまして、戦前の土地保有制度に復歸するところの可能性が相當強く生れて来るのであります。と申しますのは、土地はこれはもう財産として保有をし、これを小作せしめて経済的に引合ふといふやうな觀念から離れて、耕作者がこれを耕作し、耕作することによつてのみ価値があるといふやうにこの農地改革の精神が置かれておつたのであります、が、このことによりまして初めて戦前の土地保有制度といふものに決定的な訣別をすることが出来るのであります。然るに土地を所有し、これを小作せしめることも尙且つ経済的に価値があるといふことが、戦前の土地保有制度に近づくといふところの非常に大きな危機を持つものであります。即ち農家が、農業の歴史といふものを段々考へて見ますといふと、先ず耕作して一人前の農民にならうといふと、その次には今度は耕作する面積以外の多くの土地を所有したとして、それを小作せしめることによ

組合は肥料の取扱が予定の何パーセントになるか知らんが、非常に低いものになりはしないかと思うのでありまして、これは急速に農協の資金が円滑に動くような措置を採らなければならぬと思うのでありまして、ただ検討中というふうなことでなしに、もうこれは前から問題になっていたものでよくお分りになつておると思うのでして、これは政務次官みずからその府県の問題に当られたのでありますから、内容はよく分つておるし、今更検討の余地はないと思う。速かにそういう措置を取るために、積極的な方策を採られるかどうかということをもう一遍はつきりして置きたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 江田さんもよく御存じの問題なのであります、努力は昨年来続けられておる問題であるから、その努力の結末がすつかり付いておりませんから検討中と申し上げたので、努力についてはお話の通りであります。

○江田三郎君 ところで問題は、農林省内部の意見が一致しないのか、或いは農林省の意見は一致しても、大蔵省関係その他関係の方の了解が得られないのか、どの点に障礙があるのかというところをお聴きしたいので、若し農林省の意見は一致しておるが、例えば大蔵省はそうでないという事になれば、大蔵大臣にこの問題についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 農村金融全体に関する問題と関連を持つてあります、御案内の通り政府の全体の資金計画の上から、或いは又農林金融の点から長期資金の必要のあることは前々からの問題でありまして、この長

期資金を、要するに預金部から出すか出さんかということ、それから農村全体の金融機関である農林中金の資金の増資をし、更に見返資金の放出等がありまして、これは御承知の通りでありまして、これを以てしてはまだ不足であるし、債券発行をやつてもまだ不足であるという点が問題になると思うのであります、債券発行をやるといいたし、直ちには行われぬのであります。資金計画の上から十分であるという点が未解決のことが一つと、長期資金としての預金部資金に関する問題が未解決である、こういう段階であることを御承知願ひたい。

○江田三郎君 問題は農林省にあるということですが、大蔵省にあるなら大蔵大臣に……。

○政府委員(島村軍次君) 長期の資金の問題については、所管が大蔵省でありますから、さように御承知を願ひます。

○委員長(岡田宗司君) 只今通商産業政務次官がお見えになつておりますので、過日通商産業常任委員会との連合審査をやりました商品取引所法案の件につきまして、農林委員会へ申入れをすることにしたので、これを通商産業政務次官を通じて、大臣の方に申入れたいと存する次第であります。で、その内容を先ず読んで頂きまして、これに対する通産省責任者の方の御見解を承りたい、こう思ひます。先ずこの委員会におきましてましまし申入れの案を讀んで頂きま

○専門員(安樂城敏男君) 朗讀いたします。

商品取引所法の運用に関する申入

昭和二十五年七月

参議院農林委員会

商品取引所法が成立施行せられることとなつた場合は、政府は、本法の運用に關して次の事項について万遺憾なきを期せられたく、右申入れます。

一、蚕糸業の消長は我が國農家經濟に至大の影響を及ぼし、糸価及び繭価の安定を期することは蚕糸業の維持発展上最大の要件である。ここに鑑み、本法によつて生糸及び乾繭取引所が設置せられることは、生糸及び乾繭の価格及び取引の公正に資し、蚕糸業に対し寄與するものであることを期待することのできるものであるが、併し、糸価及び繭価の変動は極めて激しく、取引所の設置のみにては單になきに優るに過ぎない程度のものであるから、糸価及び繭価の安定のため、本法の施行に安んずることなく、速かに別途新強力な方策を樹立し、これが運営に遺憾なきを期すること。

二、輸出を増進して國家經濟の改善に資するとともに、収入を増大して農家經濟の復興を図るためには、わが國生糸の海外販路を拡大することが極めて緊要である。よつて、これがため、速かに生糸に關する海外市況の調査及び海外における生糸の販路擴張に關して適切な施設を講ずること。

三、商品取引所の上場商品として、農業關係においては、善当り生糸及び乾繭が規定せられてゐるが、既往の実情にかんがみると、今

後においては各種の農業生産物及び農業必需資材の上場が予定せられ、農業との關係が愈々重要を加えて来るものと考えられる。

然るに本法第三十七條によれば、本法の施行に關する重要事項を調査審議するため商品取引所審議會を設置し、これを通商産業省に附屬せしめることになつてゐる。もつとも第百三十九條によつて審議會の会長及び委員は兩議院の同意を得ることになつてゐるが、然し、国会閉会等の場合は内閣總理大臣が單獨で任命することができることになつてゐるのである。審議會、延いて本法の運用が、商工業に偏重して、農業に不利を齎すことが懸念せられるのであるが、苟しくも不公平を來すことのないよう、これ等運用の嚴正公平を期するため適當な措置を講ずること。

以上であります。

○委員長(岡田宗司君) それでは首藤政務次官。

○政府委員(首藤新八君) 只今のお申出に對しまして御返答申上げたいと思ひます。この一糸の安定に對する強力な方策、これは主として農林省の所管でありますので、私からとやかく申上げるのは如何かと思ひます。が、少くともかような面におきまして通産省が協力しなければならぬという点がありまして、その点に對しましては通産省は強力にこの問題について御協力を申上げたいということをお答え申上げたいと存じます。

向この輸出の増進でありまして、これは御承知の通り昨年来海外に通商

事務所を設置してあります。この目的は、日本製品の貿易振興を目的として設置したものでありまして、従つて国内製品の斡旋、媒介、或いは又商品の展示、陳列ということをやつてゐるものであります。常に通産省といたしましては外務省と連絡をとりまして、この目的を一日も早く達成いたしますように、更に又日本商品が成るべく広い範圍に一日も早く認識されるように格段の指導をやつてゐるのであります。今日までの経過から考えますと、各事務所等もこの趣旨によく協力しまして、あらゆる情報をも迅速に廣らしてゐるのであります。今後この方針を引続き推進いたしまして、生糸の輸出に万遺憾なき措置に御協力を申上げたい。かように存じてゐる次第であります。

三の問題であります。只今のところ生糸並びに繭だけであります。が、當然今後はこれのみならず米の統制が撤廃されますれば必然的に米の取引所も設置せられるかと存じます。更に又雑穀或いは肥料という問題も、これ又相當業者の方は関心を持つてゐるのか、よく見受けまゐるので、近い将来統制が悉く撤廃された際におきましては、それらの商品の取引所を設置せられるかと存じてゐるのであります。そこでさういふふうになつた場合は、農林省の方を軽く見て商工に偏重はせんかと、御尤もな御杞憂かと存じます。今日までにおきまして、いわゆる縦張争い、セクショナリズムといふことがとかく批判の対象になつてゐるのでございまして、通産省といつたしまはあくまでも農林省の御意向を尊重いたしまして、現在のところこの審

議会の審議委員に對し、農林御當局とよく御相談申上げて、その委員はどなたが見られても適當であると御賛成下さる方を、御推薦申上げた、かように存じているのであります。と共、更にトラブルが起きた場合の仲裁委員も農林省の方から適當な方を出して頂くという事は予定をいたしておるのであります。荷くもセクシヨナリズムというやうな批判を受けるやうな措置は断じてやらない、あくまでも商工の公平な観点からする運営に當つて参りたいというふうに考えておりました。決して農業政策に御心配をかけるやうなことは断じてない、ということはこの際はつきり申上げて置きたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 第一の糸仙安定に關する問題につきましては、先般當委員會において申上げました通り、極力この問題に對して努力を重ねまして御期待に副うやうな措置を講ずるやうに努力中でありまして、さうに御了承を願ひたいと思ひます。

○委員(岡田宗司君) 外にこれに附随しての御意見はございせんか。

○白波瀨米吉君 私主として大蔵大臣にお伺ひしたいのであります。これに關連してありますからお伺ひしたいと思ひます。養蚕業の現状は漸く海外の需要も順調に増して参りました。国内においても各地の最近の養蚕業の関心は非常に高まつて参つたと存するのであります。ここにどういふ取引所ができることは非常に喜ばしいことではあります。何としても現状における一番根本な問題は繭糸価格の安定の問題と、それから養蚕金融の問題であると実は存するのであります。それでこ

こに養蚕金融の問題に對して少しお尋ねをいたしたいと思ひるのであります。先ず昨年の状況を檢討して見る必要があると思ひますが、昨年も繭の買入時には相當糸価は安かつた。ところが十月頃に著しく糸価が上つて参りました。昨年の養蚕家に對する繭の支拂は、本年の四月末においてさへまだ一億有餘円の未拂の金がつまひ前の代金の未拂があるやうに考へるであります。それでそのことがやがて養蚕意欲を著しく阻害してあるか、存するであります。それで第一番に、昨年の夏秋蚕の繭代金の支拂の状況はどういうふうになつてあるか、伺ひたい。第二には、さういふ養蚕家のいゝゆる繭代金の問題に對する不安が今日においては本當に解消されてあるかどうか。第三には、さういふ時期において役所はどんな行政措置を講じられたか。この三點に對して先ずお伺ひしたいのであります。

○政府委員(最上章吉君) 只今の養蚕金融に對する御質問でございます。第一に昨年の秋の繭の未拂代金につきましては、その代金が多のくつかといふお尋ねでございますが、実は正確な金額は今ちよつと手許に持ちましました。一億數千萬円程度の未拂があることを私は聞いておるのであります。この問題につきましては、その大部分は本年の春繭の繭代金の問題を解決するやうにしまして解決いたしておるものと考へるのであります。

それから第二に今後の繭の未拂代金の問題でございますが、さういふことについてどういふ方法を取つておるかというお話でございますが、これは昨年の經驗にも鑑みまして、できるだけ団体協約を奨励いたしまして、個々の養蚕家がさういふ未拂代金がないやうに団体的の取引を奨励いたしまして、さうして繭資金といたしましては、いゝゆるスタンブ手形制度を採用いたしまして、いゝゆる金入代金の八五%以内、期間は八月以内という昨年と同様なスタンブ手形制度を利用いたしまして、優先的に繭資金に對しては融資をいたしておるのであります。

○白波瀨米吉君 今の回答はちよつと私の伺つておるのと違ひるので、昨年の繭代が今年の四月の末においてさへも一億に近い未拂がある、さういふ状態を見て昨年の繭代に對してどういふいゝゆる措置をされたのか伺つたわけでありました。

○政府委員(最上章吉君) ちよつと質問の意味を了解いたしかねますが、さういふお話は、それは總體的の資金計画の問題であつて、さういふ方法を取つてやられたが、去年の夏秋蚕の繭代が今年の四月の末においてさへも一億円からの未拂がある。繭代を貰つておらん養蚕家がある。而もそれが全國數県に亘つてさういふことになつておる。その状態を見てそれに対する何らか金融措置をされたのかどうかといふことです。

○政府委員(最上章吉君) 昨年の秋は御承知のやうに全国的に繭の不足、或いはボンド為替の切下げというやうなことで非常に混亂いたしまして、地方によりましては採算を無視した非常な無理な繭代があつたことは御承知の通りでございます。従ひましてこれにつきましては金融機関からもいゝゆる

警告的の措置が講じられたのでございまして、昨年は全く異常な事情でございまして、農林省といたしましては、さういふ繭代金の不拂を出すということは養蚕農家に對して、養蚕農家を擁護する建前上非常に遺憾でありますので、団体協約をできるだけ奨励いたしまして、さうして又本年の春繭の資金につきましてはさういふものができただけ清算されてやうに、資金の面につきましては日本銀行或いは中金等につきまして、できるだけさういふ繭資金に對しては優先的に出して貰うやうに轉換をいたしたのでござい

○白波瀨米吉君 更に承りたいと思ひますが、本年の問題でありまして、昨年の状態から考へますと、今年の繭資金は前年の実績に即して相當御心配を願つたことだと思ひますが、併しなから昨年と違ひまして、今年は繭の出盛り當時は十二万円内外のものであつた、それが最近十七万円をすでに超してあるやうなふうになつておる、全國の繭の価格の決定はまだ二十県近く決定されたのみであつて、約半分に過ぎない。この状態に對して最初政府で考へられた金融の貸出基準、又それに対する資金計画などは、ここ一ヶ月足らずの間に非常な相違を來たしてあるが、これに對する資金計画と、而も金融貸出しに對してどういふ措置をお講じになつておるか、聴かして頂きたい。

○政府委員(最上章吉君) 繭の価格の決定が非常に遅れておることは事実でございます。現在におきましては、段々決まつて來ておるのであります。糸仙が非常に変動しましたこと等も關

係いたしまして、相當繭仙の決定が遅れておることは事実でございます。これは実は御承知のやうに繭の出廻り等も地方によつて相當異なるのでございまして、殊に繭の出廻りが比較的遅い東北地方におきましては、漸次目下折衝中でございますが、尙まだ大部分が決定を見ていないという状況でございます。尙この繭仙の決定につきましては、金融的の措置といたしましては、繭の価格の統制が外れました現在におきましては、政府若しくは金融機関等が繭目の基準を決めるといふやうなことは適當でございせんので、これは役所が表面上、或いは役所が価格を指示するやうなことは一切いたしておらんのでござい

○委員(岡田宗司君) 通商産業政務次官が何か本會議の方へお出になるやうであります。お急ぎのやうですが、若し通産政務次官の方に何か御意見等がなければ通産政務次官に御退席願つてもいいと思ひますが、如何でござい

【異議なし】と呼ぶ者あり

必要を感じるのでございますし、又
の問題は金融問題の解決とも実は非

に密接な関係がございますので、農林省としましては、糸価安定の問題の解決につきましては今後共最善の努力をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○委員長(岡田宗司君) よろしうございますか。

それでは又元に戻りまして、報奨物資の損失補てんの方の御質問を続けて頂きます。

○赤澤興仁君 損失補てんを受けます対象となる農業協同組合関係におきましては、御存じのように町村の農業にいたしまして、又共同荷受の府県段階の購進にいたしまして、現在金融ベースに乗っておるものが少いのでありまして、或いは不拂、資金にさへ困り、或いは府県段階におきましては、その経理の面におきまして、資金融通の対象になることの困難な組合連合会が多いわけでございます。で、予算的措置を講ぜられます間にしまして、それらの組合こそ早急に繰上金を待つごとくこれをお待ちしておるわけであります。が、何とかして緊き資金を欲しいというふうな場合におきましては、一応金額も少いこととございまして、資金につきましては一応御心配が願えるかと思ふのであります。いざ流す段になつて参りますと、それらの組合が融通を受ける資格がないというふうなことになるわけであります。従いまして、その流すことにつきまして、何らかの特別の措置を講じて頂かなければならぬと思ふのであります。例えて申しますと、一刻も早くその損害補てん額というものを御認定願つて、請求権を確立して頂くとか、或いは認証方法を講ずることによつて、金融的

には信用がなくても、何らか政府のそれらの措置によつて、この金が流れるような方法を、特に御配慮願わなければ困るのではないかと、かように存ずるわけではあります。この点に對しまするお考をお願い申し上げますと共に、一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤新八君) 先程岡村さんの質問に對してお答を申上げた通りであります。措置を講ずると共に、この総額がいわゆる一つの見返りになるわけでありまして、事実問題としては、すでに各町村別の、ここに内訳資料等も分つておるので、如何に貧弱な組合でありまして、見返りで資金を融通するという事になれば、さうな御心配はないものと考えております。又政府といたしましては、この問題に關する限り、只今のような措置によつて至急に処理いたしたいと存じておる次第であります。

○赤澤興仁君 ちよつと誤解があるやうでございまして、一応の措置の御心配を願ふことはそれでいいわけなんです。が、只今までそんな事例が沢山ありまして、いわゆる金融機関として融資をする場合の融資条件というふうな事柄につきましては、今政府次官が考へてなつていらつしやるような簡単なことではないのでございまして、私は現実にさういふやうな事柄について体験を持つて、現在苦難を嘗めておりますわけですから、流し得るやうに、又流して貰えるやうな金融的な措置を、政府が御斡旋なさるかというやうな方面についての事柄を私共お願いしておるわけなんです。誤解のないやうに一つ。

○説明員(長谷川善彦君) 今御質問に

なりました点につきまして、只今大蔵省の事務当局とも細かく打合せを進めておるわけでございますが、具体的にどうやるかということについては決まつておりませんが、要するに決まっただけの中金を利用いたしまして金融をして行くという事を考えておるわけでございます。具体的に今御質問のあり、金融ベースに乗らない組合もあると思ふわけでありまして、五億六千五百万円というものを、政府が補正予算で保証しておきますから、その限りにおいて金融機関も安心できるわけでございます。

○政府委員(島村軍次君) 私の手許まで送つて頂くと言つて都合がいいので、資料を出せと言つてもどういふものを出すか分らないので、その意図によつて取調べて出すことにいたしましたと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) それでは食糧庁長官から最近の状況についてお伺いすることにいたします。

○政府委員(安藤子藤吉君) 資料の要求につきまして大変遅れておりました。申訳ございせん。実は資料は私も一応眼を通しまして、できておる筈であります。どうにかこちらに届いておると思ひましたが、どういふ行違ひか参つております。その点非常に恐縮でございます。早速お届けいたします。そのうちの一つの資料といたしまして七月から十月までの主要食糧の需給見込という資料がありますので、その分が今来ておりますので、その資料について一応の状況だけを差当り申上げます。

○委員長(岡田宗司君) それでは資料をお配りいたします。

それらについてお伺いしたいと、こう思ひます。その前にちよつと実は農林委員会から過日、本日の政府側の見解を聴くにあたりまして資料が要ると、こういうことで五つ程資料を要求しておいたんであります。が、今まで一つも持つて来て頂けないのであります。これはどうも甚だ怠慢ではないかと思ふのであります。これはひとつ政府次官にさういふことのないやうにお取計らいをお願いと同時に、できればありましたら直ぐお出しになるやうに、あなたの方からお取計らいをお願いいたします。

○政府委員(長谷川清君) 只今本年産の米及び麦等の価格に對する現在までの事情について、説明せよというお話でありますので、取敢えず今年産の麦類につきまして過般米価審議会を開催いたしました際に配付いたしました政府の一方の考案の試案を先ず申上げまして、更に米価等に関する、現在の我々の考案しております点を申上げて御参考にいたしたいと思ひます。今お手許に配付いたしました試案は、案となつておりますので、まだ正式に決定して発表されたものではございせんが、政府といたしましては、大体こういう線で考へて行きたいと考へたものであります。その第一は麦の生産者価格の基本価格であります。これは従來の考案通り、本年五月末の農業バリエイ指数一六五・一六を基礎といたしまして、終戦後使用して参りました従來の対米価比率、即ち大麦については、米に對しまして七〇%、裸麦及び小麦は八一・三%という比率がおりますので、この比率をそのまま使ひまして、次のやうに改訂をいたしたい、この改訂価格は昨年の麦のそれの価格に比較いたしまして、大体一割五分の値上げになるというのであります。多少経過的な事情を申上げてみますと、御承知のやうに、最近小麦粉等の配給辞退が月に四万トン乃至五万トン等相当のものがございまして、その中の過半数以上は小麦粉その他麦類の配給辞退

であります。而もその主なる原因が、小麦粉の価格が米の価格に比較いたしまして高過ぎるというようなことが考えられますので、それらの点を調整するといふような意味からいたしまして、従来小麦、小麦等の対米比率は、御参考までに基準年度の例で申してみますと、小麦は大體四八％、裸麦、小麦は大體六三％程度に當つておつたのであります。これが戦争中の政府の食糧増強政策にも関連いたしまして漸次引上げられて、戦争中は大體ここに挙げてありますような比率まで高まつておるといふような事情もありません、かた／＼将来の小麦類の国際価格というやうなものも相當先安になる傾向が察知せられております状況でありましたので、先程申上げました小麦粉の消費者価格を改訂するといふことと併せて、麦の生産者価格についても何らかの調整を必要とするものではなからうかといふような点を事務的には種々検討いたしたのであります。併しながら御承知のように国際小麦協定への参加といふやうな問題もそのうちに、少くとも本年度は参加ができないといふことに決定をいたしましたし、又現実現在入つておりますところの輸入食糧は、アメリカの小麦にいたしまして、横浜港トシ九十ドルでありますし、カナダの小麦がコンマシーシャル・フアンドで入つておりますものでも八十二ドル乃至八十五ドル見当でありますので、ここにお示ししてありますこの数字に比較いたしまして、尙アメリカ物は四割程度、カナダ物は二割程度横浜の着価格は高いといふ現状にあります状況等も考えまして、又本年の麦につきましてはすでに事前割当も行われ

ておるといふやうな関係をも併せて考えまして、少くとも本年はこの対米価を従来通りにすることが適當であるといふふうに考えまして、やはり従来の比率を用いて決定をしたらどうか、かういふふうに考えた次第であります。米価審議会にこの案を諮りましたところ、いろいろ御意見もあつたのであります。この第一点の基本価格につきましては、これよりかゝるやうな回答を受けたのであります。ところが、第二の問題でありますところの超過供出の特別買入価格を基本価格の何倍にするかといふ点につきましては、本案は一、二五倍といふことになつております。従来政府が予定しておつたやうな、いわゆる二倍の線に引上げるのが妥當であるといふやうな御答申を頂いたのであります。実は御承知のように、この特別買入の制度は、一昨年の主要食糧の事前割当制度が設けられましたことと関連いたしまして、農家が事前割当数量以上に收穫を挙げ、供出をしたものに対する報奨的な措置として、特別な価格を加算するといふことに相成つたのであります。ただその何倍の価格で買つかといふことにつきましては、勿論その当時におきまするいわゆる自由価格と申しまするが、関係価格等の関係等をも併せて諸般の事情を考慮して最終的には決定をせられるといふやうな性質のものであるように思うのであります。とにかく昨年までは麦につきましては三倍の値段で買上げておりました。それから米につきましては、一昨年は三倍でありまして、昨年は二倍の価格で買上げたのであります。本年はどうかと申しますると、こ

れも御承知のように、本年一月に消費者価格を政府は大幅に改訂をいたしましたのであります。その際消費者価格を決める前提条件としての各種主要食糧のブル計算をやりました。その算定の基礎には基本価格の二倍を出し得るという数字で計算をやつていたのであります。従ひまして或いは政府は二倍を出すといふことを公約したのではなからうかといふやうに解釈をしてゐる向きもあるくらいであります。まあともかくにも、そういうことで今年の消費者価格はすでに決定をしてゐるのであります。現実今年買入れの倍率を何倍にするかといふ点につきましては、政府部内でも随分いろいろ研究をいたしました。先程申上げましたやうに、対米価格の比率の改訂の点等も考え併せていろいろ研究をいたしました。上、関係方面とも度々折衝いたしました。大体この程度であるならば司令部の許可が得られる見込がつきましたので、これを米価審議会に諮つた次第であります。ただ御承知のように、最近農家経済が従来に比較いたしまして、漸次困難の度を強めておるといふやうな事情もございますので、現在消費者価格を決めましたときの基準にさしたる影響を與えないならば、言葉を変えて申上げますと、現在の消費者価格をいじることなしに、なるべく農家の実質的所得を殖やすことができれば、その方法も、司令部の方としては大いに考えようといふやうな見解が得られましたので、私達この麦の特別超過供出の買入価格が少くなることによります農家の所得減につきます。できるだけ今年の米の値段を決めます場合に、その点を十

分考慮して米の値段を一つ考えるといふやうな含みを以ちまして、こういう趣旨の参考案を米価審議会に諮つた次第であります。併し先程も申上げましたやうに、米価審議会にいたしましては、とにかく政府は二倍の心組で従来おつたのではないかと。農民も相當それを期待してゐる実情であるから、更に二倍になるやうに、一つ司令部の方と交渉せよといふお話でありましたので、その御趣旨に基いて更に司令部と近におきましては、これはいづれ後程安孫子長官からお話があると思ひますが、今年の麦の補正割当の問題等とも関連いたしまして、政府としては少くとも二倍は望ましいのでありますけれども、それが不可能であれば一・五倍程度のことは是非考えなければ、司令部の方で言われる超過供出割当百三十萬石の供出が必ずしも容易でないことを申上げて繰々折衝も続けたのであります。只今のところ特に昨日までの様子では、今のところ非常に困難でありまして、殆んどその点は絶望ではないかといふやうな状況に相成つておるのであります。併し我々としては先程申上げましたやうに、若しこの点がこの程度で最終的に決まるといたしまして、将来米価を決定します場合に、消費者価格を改訂しないので米価を上げ得るならば、その程度にできるだけ米価を上げるというやうな考え方で考へて行きたいといふやうな線に考へてゐるやうな次第であります。

甚だ簡單であります。一応超過を申上げた次第であります。

○委員長(岡田宗司君) 只今の長谷川物産部第二部長の御説明に對しまして御質問がござりましたならば……

○岡村文四郎君 長い間農産物の価格はバリエイ指数による価格によつて来たのであります。最近政府関係でも生産費を基準とした価格を決めようといふ案があるやうに見受けられます。又昨日大蔵大臣は、米の価格を大幅に引上げるといふことを言つておられます。バリエイ指数では大幅に引上げることは数字的にできんことと思ひます。これは又生産費を基準にした価格に切換えようといふのであらうと考へられるのであります。あつちの面から、今度出ております地方税法案にもそういうことを考へられる面があるものであります。物産部として、日本の政府がそういうことを單に今の政府の宣伝に言つておるやうなわけでは、實際は日本の現状は、何といつてもバリエイ指数より行へないのじやないかといふことがありはしないかと思ひます。すが、一応お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川清君) 米価を決めますにつきましては、生産費計算がいか、バリエイ計算がいかといふ点につきましては、これはいろいろ議論もありません。又昨年の米価審議会におきましては、討論せられたのであります。できるだけ農民的の氣持から申しまして、生産費を基礎とする価格構成の方が納得がし易いといふやうな意味が多分にあることは十分察知せらるるものであります。ただ只今岡村さんからお話になりましたやうに、現在のところ関係方面におきましては、これをいきなり採用するといふところの段階には、率直に申上げま

して至つておられないのが事実であります。ただ併しなから御承知のように、パリティ計算と申しますものは、概して説法のような話であります。曾てアメリカで不況対策の一つとして、農産物の指示価格を作るために採用した制度でありまして、従つてそのときの法律の條文にも、このパリティ方式は、農家の所得と農家以外のものの所得との均衡を破らないようにしたい、農家と非農家との間の所得の均衡を図るのが目的であるということをその法律でも謳つておるうちに、具体的にやりますことは、日本と同じように価格パリティ方式でやつておるのであります。この考え方の底には、農家の所得を昔の所得に比較して成るべく落さないようにしたいというのがこのパリティ計算の一つの考え方の骨子になつておることは事実であると思つております。

〔委員長退席、理事西山亀七君委員長席に着く〕

従いまして、先程もちよつと申し上げましたように、最近農家の所得が、少くとも二三年前よりは漸次減るやに見え、傾向があるということになりますれば、このパリティの底を流れておりまする所得の均衡を維持するといふ点を、何らかの形において一つ考え直す、と申しますか、更に従来のパリティにそういう考え方を織り込んで考えて見たらどうかという考え方が現れるのは当然でありまして、従つて又そう申上げます程度において、将来のパリティといふものについては、更にお互いに研究をして見ようではないかというふうな段階に来ておるのであります。ただ実際に然らばどういふふう

にして農家と非農家との所得の均衡を図るといふようなパリティ方式はできるかという点になりますと、これは實際問題としてなかなかむづかしいのであります。それでアメリカのやつておりますパリティも、今のような法律の條文がありながら、やつておりますことは、やはり日本と同じような価格パリティをやつておるといふような事情であります。この点につきましては、ひとり我々だけでなしに、いろいろな方面の専門家のお方にもお願いをいたしまして、今申上げましたパリティの本当に狙つておられまする所得維持といふような考え方を何らかの恰好でパリティに現す方式等によつて、将来更に研究を進めたいといふふうに考えておる次第であります。大蔵大臣が、國際價格の關係について、昨日も御発言があつたように今日の新聞紙で見たのでございまして、ただ國際價格が、現在向米について、南方米が相當高い。だから直ちに国内の米を高くしなければならぬといふような点については、尙我々といひましたしても研究をして見なければならぬ点があるのではないかと思ひますし、又大蔵大臣がどういふ意味でお話になりましたか、直接には聞いておりませんが、その点は又別といたしまして、ただ我々は實際にこの價格を作るにつきましては、何か一つの基準という一つの算定方式といふものを決めて掛らない、いきなり國際價格がどうだから、国内價格もこういふふうにしななければならぬといふふうにするには、なかなかむづかしい事情もあると、こういふふうにご考慮しております。多少余り率直に申上げて言つた点がありまし

たが、お許し願ひます。
○岡村文四郎君 部長のお話はよく分りますし、そういう趣旨で今までやつて来ておられたこともよく分つております。それでアメリカそのものも、今のパリティ方式による計算の方式が非常によいものだとは考えておらんこともよく承知いたしております。それでアメリカのように自由價格になつて、市場價格としてパリティ指數によるもの基準は、これは一応考えられますから、これは當然のことだろうと思ひますが、しばしば部長が、何かよい方法がないかといふことを言つておられます。我々は聞いておりますが、お互いに、そういう知識のないために今までできておらんわけでありまして、大蔵大臣が昨日お話になりました、若し國際市場を主にしたお考で、この際今の國際市場を基準にした米の價格を、若しお考になつておられるとするならば、これはまつぱり御免なんです。今の價格が当分維持されるならばそれもよいでありまして、なかなか「そうではないのに、日本は固有の農業を営んでおります。他國と比較できない農業でありますから、我々は國際價格を基準にした国内の米の價格を決めることは、日本としては絶対に困る。これはそういうことにはならぬと思ひます。いづれにしても、パリティ指數を外さなければ、大幅に引上げはできない」といふことに事実上なりました。が、この際、一応パリティをやつて見たが、どうも農家の所得と非常に反比例したようなことになるから、これはうまくな。今度の新米価からは非改訂をして貰わなければならぬといふうな強い懇請をすると、まんざら通ら

んことはないと思つております。それはさきにも申上げましたように今度の地方稅法の改訂によりまして、このままの農産物價格ではあの稅法の行き方は非常に反比例いたしております。うなわけで、あらゆる面に農産物の價格がパリティによりまして價格のために支障が出て来ると思つております。か、いづれよく分つたお話があるうと思ひますが、物價庁の方ではもう大分いろ／＼考へてその案もあると思ひますが、この際新米価から、パリティは先ず一応置いて、新しい生産物に基く價格で改訂をして行こうという御案はもうできておるか、おりませんか、一つ御答弁願ひます。
○政府委員(長谷川清君) 先程私パリティといふものの一つの底に所得パリティ的な思想があるといふことを申し上げ、従つて農家の所得を成るべく少くとも現状に維持するように努力をしたといふことを申上げたのであります。が、ただその方法につきましては、実は今直ぐどうしたらよいといふものを具体的に持ち合しておるわけではあります。特に本年度につきましては先程も申上げたように、この超過供給の特別買入價格を何倍にするかといふような問題もまだ最終的に決まつておりません。況んや米の基本價格のパリティ指數も又その特別超過供給の倍率も決まつておりません。尙例の早場米獎勵金、これは大体原則的には今年も今考へております六十億、これについては出すといふことについて關係方面とも了解を得て今年には出すといふことに決めておるのでありますけれども、これらの問題につきましても尙所と生産費方式に大別するならば、私は

いる研究をしなければならぬ点も残つておるうちに考へるのであります。従いまして今年の米価から直ぐ今申上げましたような何らかの新しい形ができるかどうかといふことにつきまして、は、私今のところはつきりした見通しを付け兼ねておるのであります。少くとも来年あたりになりますれば、今申上げましたいろ／＼の点もいろ／＼の事情の固まるに連れて固まつて参りましようし、将来の米價決定の一つの方法といふものも考へられるのではなからうかといふように考へておるのであります。ただ併し今年確乎たる案がないと申上げたのであります。私が先程申上げた考へ方は今年の米價には、何等かの方法で、例えば昨年の米價審議會で超過供給の獎勵金を、三倍を二倍にして、その一倍を基本米價に加算するといふようなことが去年の米價審議會の答申であつたのであります。が、あの通りとは申上げませんけれども、ああいう考へ方も今年の米價には一つ考へられるのではないかと、いふようなことも考へておるような次第であります。率直に申上げて恐れ入りました。
○三好始君 只今までの物價庁第二部長の御説明を伺つておりますと米價政策に対して政府の態度が非常に消極的に過ぎるのじやないかといふような印象を受けるのであります。岡村委員が最後に聴かれた生産費方式を採るがよいかどうかといふ問題に対しては率直なお答がなかつたように思つたのであります。米價決定方式を細分すれば、いろ／＼の方法が考へられると思つたのであります。大きく分けてパリティ方式と生産費方式に大別するならば、私は

今までの物価の事情からすれば、パリテイ方式が採られる理論的な根拠は十分に認められることができると思うのであります。いろ／＼な角度からの説明はなされておられますけれども、インフレ時代に生産費方式が採られなかつたのは、要するに生産費方式はインフレ時代においては、厳密に言えば再生産費方式でなければ無意味である。ところが生産費方式にしろ再生産費方式にしろ、それを採る以上は実効価格を問題にせざるを得ない。実効価格を基礎にして米価を決定するということになりまう。という、物価の基本的な体系が崩れてしまふ。こういうふうなこともなりまして、生産費方式なり、綿密に言えば再生産費方式も採ることがむづかしいという十分な技術的な根拠があつたと思うのであります。ところが今日の物価事情は余程變つて來ましたので、現実の問題として生産費方式を、そのみによるといふところまで行かなくとも、パリテイ方式に生産費方式を加味するといふことは十分に考へ得る段階に到達しておるのではないかと申すのであります。従つてそう來年からというふうな長い將來ではなくして、今年の産米あたりから、当然にパリテイ方式を改善する一方生産費方式を加味して行くといふことが考へられていいのじやないかと思うのであります。殊に地方税法案で問題になつておる小作料値上等に鑑みても、小作料がパリテイの基礎に入つておらないようなことから、米価等の関係が技術的にも非常に問題になつておるわけでありまう。若し生産費方式を加味することになりますと、小作料値上が実現いたしましたも、これを農産物価格

に織込むこともできる、こういう實際上の効果も考へられるわけでありまうが、そういう点から積極的に農産物価格決定方式について早急に結論を出して実行に移して頂きたいという氣持がいたすのであります。この生産費方式を取入れるという考へ方に対する率直な御意見を承りたいのであります。○政府委員(長谷川清君) お話のように米価の決定に生産費方式とパリテイ方式とがあり、特にこの生産費方式はインフレが非常に上昇しておるときにはな／＼採りにくくて、むしろそういう時代にはパリテイ方式を採用することに特別の意義があつたといふことにつきましては、私も全くそういうふうな考へておるのでございませう。然らばそのインフレが段々収まつて參りまして、自由経済的な段階になつたとき、生産費計算がいかに、パリテイ計算がいかにということにつきましては、これはやはりいろ／＼の考へ方があると思ひます。端的に、結論的に申上げますと、勿論私はその両者を、そうして更に先程岡村委員のお話になりました国際価格というふうなものを一つの要素としてその三者を加味されて決定するといふことも一つの望ましい方式であらう、そういうふうにも勿論考へられるのであります。ただたゞたゞ議論にもなり、問題にもなる点でございませうが、生産費計算をやります場合に、一番大きな要素でありますところの労賃を幾らに見るかという点がかなかこれはむづかしい点でございまして、この労賃の見方如何によりましては生産費計算による価格が、パリテイ計算による価格より上にもなり下にもなるし、又御承知のように生産費計

算で作ります場合に、全部の農家の生産費をカバーするということは誰が考へてもできないことである。その平均生産費というものを考へることにになると思ふのであります。そのラインを引く引き方につきましても、やはりパリテイ価格との間に上下が当然出て來る。その引き方、その労賃の見方といふことについて、実は関係方面との話がか／＼一致しない点があるものであります。ただ併しなから私が先程申上げましたように、又御意見のありましたように、兩者を脱み合せて考へなければならぬといふ点につきましては、私もそういうふうな考へまをして、できるだけ我がパリテイ計算を考へておきますときに、その裏に生産費計算を同時に考へて、それらと事実上調和するような方法で考へていつたらどうであらうかといふふうに考へておる次第であります。○瀬井治三郎君 私は一つ対米価比率の点で意見を申上げて、御意見を聞かして頂きたいと思ふのであります。今回の案は大体従來と同じ比率で決めてありますから、問題は一応ないと思ひますが、恐らく内閣が變らなければ私は或る程度この比率は下のじやないかと思つております。内閣が變りまして一応従來の比率を踏襲したといふふうに承知しておりますが、そこで先程も御説明がございましたが、戦争中以來の食糧事情の窮迫で、比率は漸次上つて來たわけでありませう。食糧事情も或る程度緩和して參りましたから、或る程度この比率を旧に戻すといふ考へ方は私は一応よろしいと思ひます。けれども、ただ問題は、敗戦の結果食糧自給ができなくなつて來ておりま

すから、終局の目的は旧に復するといふ目的ばかりで行つては、私は情勢の變化に適応しないのではないかと考へておられます。その意味で今後対米価比率を下げるといふ考へが尙ありますかどうか。又下げるといったしまして、最後の目標は、食糧の自給のでき得ました戦前の大体の幅まで下げるような目標でありますかどうか。これに私は一つの問題があると思ふ。それからもう一つは、概観して言いますれば、米の方は勿論向増産の余地があると思ひますが、先ず／＼相當のところへ來ておりました、恐らく今後の日本の農業生産の問題は畑作方面の増産という点に主力が相當移行して行かなければならぬと思ひますが、さうな点から、麦なり雑穀等の対米価比率をどう見るかという問題は、今後の食糧増産の一つの政策的な面とこれは関連するのですが、まあ今年の問題は一応従來通りと決まつておりますから問題はなと思ひますが、先程の御説明でも、戦前の比率は、例えば大麦が四八％、小麦、裸麦が六三％というふうなお話がありました。或いはこれに戻すといふような考へがあるやに聞いたかも知れませんが、この辺は私は相當研究すべき問題だと思ひます。この点についてもう少し政府の考へをお聴きしたいと思ひます。○政府委員(長谷川清君) 比率改訂の問題につきまして内閣更迭のお話がございますが、実は端的に申上げまして、生産者価格につきましてはさういふ事實はございせん。消費者価格の方にございまして、旧内閣と申しまするか、たゞ／＼内閣の成立前ぐらゐの情勢のときには小麦粉の値段を下げて、

その代りに米を上げるというふうなことを考へておつたことは事實でございませうが、生産者価格につきましては先程も申上げましたように、いろ／＼理論的な申しをすれば、理屈的にいろ／＼対米価比率の問題を考へておつたことは事實でございませうが、事務的にも最終的にも対米価比率は今年に動かさないといふことに決まつておつたのでございませう。その次のこの比率を改訂するといふ場合におきまして、いきなり戦前の比率に還すといふことが適當であるかどうかといふ点についての御意見を承つたうございませうが、私達も全く今お話のように考へておりました。又將來の畑作農家の重要性というふうな点、又規程年次における食糧事情と現在及び將來の食糧の在り方、持つて行き方等の違いというふうな点をも考慮いたしまして、この対米価比率を仮に修正するにいたしましたも十分慎重なる態度でやつて行きたいといふふうに考へておる次第でございませう。更に先程申上げました所得パリテイ的な考へ方につきましても、この点についてはいさ／＼御意見があるうかと思ひますが、私達はできれば米麦を一体にした一つの所得パリテイ的な考へ方を考へ、具体的に、例えば麦の比率を變えなければならぬといふような若し事態があるとするならば、その点は米の価格の一つ考へるといふやうなことでありまして、端的に申しますると、今の米と麦との対米価比率八十一が正しいのか、六十三が正しいのかというのを考へます際に、今の麦の具体的な千六百円が高いのか安いのか、今の米の四千二百円が高いのか安いのか

ことを申上げて、本案に賛成いたしました。

○江田三郎君 大体本案については、岡村委員と同じ立場で賛成でございますが、これと併行して旧農業会からの引継資産の滞貨分について、長期低利資金の融資を速に行うということを強く希望しておきます。

○池田宇右衛門君 本案には賛成いたします。とかく農家に對しまして、又協同組合に對しての金融は緩慢になり易いが、迅速に徹底するように実行について速かにこれを実行するという希望を付して賛成いたします。

○赤澤與仁君 私も本案に賛成いたします。補填になるまでの間に、ただ損失資金その他の金融的措置につきまして、政府の格別の措置を要望しておきたいと存じます。

○委員長(岡田宗司君) 外に御発言ございせんか。外に御発言はないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(岡田宗司君) 御異議ないと認めます。それではこれから採決に入ります。主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(岡田宗司君) 全会一致でございます。よつて本法案は原案通り可決することに決定いたしました。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することに於ておりますから、本案を可とされ

た方は順次御署名をお願いします。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、要旨並びに本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(岡田宗司君) 御異議ないと認めます。それでは署名して頂きます。

多数意見者署名

西山 龜七 片柳 眞吉
岩男 仁藏 岡村文四郎
池田宇右衛門 白波瀬米吉
瀧井治三郎 土屋 俊三
平沼彌太郎 江田 三郎
小林 孝平 三橋八次郎
三輪 貞治 赤澤 與仁
加賀 操 溝口 三郎
三好 始 三浦 辰雄

○委員長(岡田宗司君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れないと認めます。

○委員長(岡田宗司君) それでは先程問題になつておりました証人喚問の件を如何にいたしますか。これは本委員会の議決を要しますので、散会に先達ちましてその件を御討議願いたいと思ひます。

ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(岡田宗司君) 速記を始めて下さい。

○委員長(岡田宗司君) 速記を始めて下さい。

人喚問の点につきましては、小作料の引上げ等の問題につきまして二名の証人を喚問することにいたします。その一名は農學博士の近藤康男氏、他の一名は日本農民組合の事務局長である大森眞一郎氏、この二名を喚問することに御異議ございせんか。

○委員長(岡田宗司君) 異議がなければさように手続をいたしまして、二十九日の午前十時に証人を喚問いたすことにいたします。

○江田三郎君 午前中の質問に關連するものであります。耕作放棄と、それから開小作料、開荒の資料をこの次までに御提出願いたい。

○委員長(岡田宗司君) 一つ農地局の方によろしく願ひいたします。

○西山龜七君 二十九日の予定は午後が農林金融ということになつておりますが、やはり午後には農林金融の予定とそれから自作農を併せてこの議題に載せて頂きたい。

○委員長(岡田宗司君) 只今西山さんからの御提案がございましたが、土曜日の午後は自作農創設に關するものも質疑を続けることにいたしました。よろしくございせんか。

○委員長(岡田宗司君) さようにいたします。それでは本日はこれを以ちまして散会いたします。

午後四時九分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡田 宗司君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君

委員 岡村文四郎君
池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
瀧井治三郎君
土屋 俊三君
平沼彌太郎君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君

農林事務次官 山添 利作君

農林省養蚕局長 最上 章吉君

農林省蚕糸局長 安孫子 藤吉君

食糧庁長官 首藤 新八君

通商産業 政務次官 長谷川 清君

物産庁第二部長 長谷川 清君

事務局側

常任委員 安樂城 敏男君

農林省農地局長 佐野 憲次君

食糧庁總務 部長 長谷川 善彦君

部事務課長

昭和二十五年八月七日印刷

昭和二十五年八月八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所